

6 用語解説

| 頭文字 | 用語 | 解説 |
|-----|---------------------|---|
| ア | ISO14001 | 国際貿易の発展のために世界共通の規格・基準を設定する国際機関である ISO (International Organization For Standardization : 国際標準化機構) が発行する環境マネジメントシステム (環境に影響を与える (可能性のある) 活動について継続的に活動を管理し、改善を図る仕組み) に関する規格。 |
| | IUCN (国際自然保護連合) | 1948年に設立された国、政府機関、NGO からなる国際的な自然保護機関。 |
| | アスベスト | 天然にできた鉱物繊維で、熱に強く摩耗に強い、丈夫で変化しにくい等の特性から建材や保温材など多くの用途に使われてきた。しかし、繊維は、髪の毛の 5000 分の 1 と細いため飛散しやすく、吸い込んだ場合、20~50 年で肺ガンや中皮腫になる可能性があることから、現在国を挙げて対策に取り組んでいる。 |
| | アダプトプログラム | 河川、道路、公園等公共の場所の一定範囲の美化活動を住民、団体、企業等が、親が子を育むように取り組む体制。 |
| イ | 一般廃棄物 | 家庭から出るごみなど、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物の処理は、市町村が処理計画を定めて実施する。 |
| エ | ESCO 事業 | 一定の省エネルギー効果を保証したうえで、省エネルギー改善に必要な、技術・設備・人材・資金などすべてを包括的に提供して、その顧客の省エネルギーメトリックの一部を報酬とする事業。施設全体のエネルギー利用状況を調査し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギー化を図るための有効な CO ₂ 削減対策として期待されている。 |
| | エコアクション 2.1 | 中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。平成 16 年 4 月に環境問題に関するグリーン購入の進展等の様々な新たな動きを踏まえて、その内容を全面的に改定した。 |
| | エコツーリズム | 観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。 |
| | エコファーマー | 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入 (土づくりに関する技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術) を一体的に実践する「導入計画」を策定し、知事に認定された農業者のこと。 |
| | エコプロダクツ | 環境に対する負荷の低減に配慮した製品の総称。製造プロセスなど生産から廃棄に至るライフサイクルの各過程での環境負荷を少なくした製品や、省エネ型家電製品、低燃費型自動車などがこれにあたる。 |
| | エコマーク | 環境への負荷が少ない等、環境保全に役立つと認められている商品につけるマークで、(財)日本環境協会が認定を行っている。 |
| | エコラベル | 環境保護を考慮して製造・生産などを行ったことを示す認証。 |
| | LCA (ライフサイクルアセスメント) | Life Cycle Assessment の略。製品の原料調達から製造、販売、使用、廃棄されるまでのライフサイクルを通じて環境に与える負荷を総合的に評価する手法。 |

| 頭文字 | 用語 | 解説 |
|-----|----------------------------|--|
| オ | オゾンホール | 南極域等の上空でオゾンの量が大きく減少した領域。南極域上空では、冬から春にかけて極めて低温な状態となり、極域成層圏雲と呼ばれる雲が生じる。成層圏に到達したクロロフルオロカーボン等由来の塩素や臭素は、この雲の粒子表面での反応で活性度の高い状態に変換され、春（9～11月）の太陽の光によってさらに分解された塩素原子や臭素原子が、触媒となって連鎖的にオゾン破壊する。 |
| | オゾン層 | 地上から20～40kmの上空にある比較的オゾン濃度の高い大気層のこと。生物に有害な紫外線の多くはこの層で吸収される。近年、フロンガス等の影響によりオゾンが破壊され、南極をはじめ高、中緯度地域でもオゾン層が減少している。オゾン層が減少すると、地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念される。 |
| | オゾン層破壊物質 | 分子内に塩素又は臭素を含む化学的に安定な物質（クロロジフルオロメタンなどのハイドロクロロフルオロカーボンや四塩化炭素、臭化メチルなど）で、オゾン層を破壊する原因となっている物質のこと。 |
| | 温室効果ガス | 太陽から受ける日射エネルギーは、地表面に吸収されて地表を暖め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー（赤外線）が放出される。大気中には、この赤外線を蓄える「温室効果ガス」があり、これにより大気の温度が上昇する。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、温室効果ガスとして、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六フッ化硫黄（SF ₆ ）の6種類を規定している。 |
| カ | カーボン・オフセット | 自分たちの行動によって生じた温室効果ガス排出量について、他の場所で行われた温室効果ガスの排出削減・吸収量（クレジット）を購入したり、排出量削減や吸収量を増やすプロジェクトなどを実施することによって「埋め合わせ（オフセット）」すること。 |
| | カーボンフットプリント | 一つの商品における原料の採掘や栽培、製造、加工、包装、輸送及び、購買・消費されたあとの廃棄に至るまでの、それぞれの段階で排出された温室効果ガスである二酸化炭素などの総合計を重量で表し、商品に表示すること。 |
| | 外来生物 | 国外や国内の他地域からある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。このような外来種の中には、導入先の生態系、農林水産業や人の生命・身体へ著しい影響を生じさせるものがあるが、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっており、特に侵略的な外来種といわれている。なお、外来生物法で規定する「外来生物」は、海外からわが国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物を指す。 |
| | 拡大生産者責任 | 生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、再生品の原材料への利用や、ごみになりにくくリサイクルしやすい製品の設計・製造・販売などを行うとともに、自ら販売したものを回収して再使用（リユース）やリサイクルに努めるなど、製品のライフサイクル全体（生産、流通、消費、廃棄、リサイクル、処分）を通じて環境へ配慮する。 |
| | 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 | 畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進するための法律。 |
| | カドミウム | カドミウムは亜鉛精錬、メッキ工場や電気機器工場などの排水に含まれ、水稲が汚染されることにより、富山県神通川流域のイタイイタイ病の原因となった物質。慢性中毒になると腎臓障害や骨軟化症を起こす。 |

| 頭文字 | 用語 | 解説 |
|-----|-------------------------------|---|
| | 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 | 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育について、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定めた法律。 |
| | 環境への負荷 | 人の活動により環境に加えられる影響であって、公害の発生や自然環境の破壊といった環境の保全上の支障が生じるおそれのある環境への影響。 |
| | 環境マネジメントシステム | 組織（事業）活動に伴う環境への影響を継続的に改善していく仕組みのこと。 |
| | 環境影響評価制度 | 大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ、環境に与える影響を事業者自らが調査・予測・評価し、その内容について住民や関係自治体などの意見を聴くことにより、環境に配慮した事業にしていくための制度。 |
| | 環境基準 | 大気の汚染、水質の汚濁、騒音等の環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を、行政上の目標値として定めたもの。 |
| | 環境配慮設計（DfE） | DfE：Design for Environment。分解が容易である、リサイクルしやすいよう単一素材を使用するなど製品等の設計段階において環境配慮を行うための手法のこと。 |
| キ | 気候変動に関する政府間パネル（IPCC） | 1988年（昭和63年）に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者を始め広く一般に利用してもらうことを任務とする。5～6年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。 |
| | 気候変動枠組条約 | 気候変動に関する国際連合枠組条約。地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくため1992年（平成4年）5月に採択され、1994年（平成6年）3月21日に発効した。気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。 |
| | 京都議定書 | 1997年12月、地球温暖化防止京都会議（気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議）において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガス削減目標や国際制度について定めている。日本は2005年2月に発効し、2008年～2012年の間に、温室効果ガスを1990年レベルで6%削減することを目指している。 |
| | 郷土環境保全地域 | 長野県自然環境保全条例により、郷土的又は歴史的な特色のある自然環境を形成している地域を保全するため指定している地域。 |
| ク | グリーン・ジョブ | 2007年6月の国際労働機関（ILO）総会で提唱された考え方。環境を保護したり、環境への負荷を最小限に減らしながら、経済的な利益も得る仕事。 |
| | グリーン・ツーリズム | 緑豊かな農山村地域において、農林業を体験したり、その地域の自然・文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。 |
| | グリーンマーク | 古紙を再生利用した紙製品の積極的利用により、リサイクルの拡大を図るためのシンボルマーク。（財）古紙再生促進センターが認定。 |
| | グリーン購入 | 製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。 |

| 頭文字 | 用語 | 解説 |
|-----|----------------------|---|
| ケ | 建設リサイクル法 | 一定規模以上の建設工事について、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付ける法律。 |
| コ | 光化学オキシダント | 工場や自動車などから排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素類が、太陽の紫外線により光化学反応を起こし生成される酸化性物質の総称。主成分はオゾンやPAN（パーオキシアセチルナイトレート）であり、人や植物に有害である。 |
| | 公害紛争処理法 | 公害に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁及び裁定の制度を設けること等により、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする法律。 |
| | 公害防止管理者 | 特定工場において公害の防止のための技術的事項の管理を行う者。「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、一定の資格者の中から公害防止管理者等を選任することが義務付けられている。 |
| | 公害防止計画 | 現に公害が著しく、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域等について、環境基本法に基づき策定される計画。 |
| | こどもエコクラブ | 子ども達が地域において主体的に環境学習や環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境保全に対する高い意識を持つことを支援するために、環境省が幼児から高校生までを対象に参加を呼びかけている環境活動クラブ。 |
| サ | 再生可能エネルギー | 太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど、通常はエネルギー源の枯渇の心配のないエネルギーのこと。 |
| | 最終処分場 | リサイクルできない廃棄物を最終的に処分（埋立処分）する施設。 |
| | 里山 | 農林業等の人間活動の影響を受けて成立し維持されてきた二次的植生域（薪炭林・雑木林）で、二次林を主とし、自然林及び人工林、草原、湿地、湖沼、河川等の二次的自然環境と、水田、畑地、水路、溜池、農山村集落等の生活・生産域が一体になった地域等をいう。 |
| | サービサイジング | 製品として販売するのではなく、それに代えてサービス化して提供すること。廃棄物の発生抑制、環境負荷の低減に寄与し得るものと考えられている。業務用の複写機等で広く行われている維持管理を含む総合リースサービスなどが典型的な例であるが、蛍光灯を販売せずに照明機能のみを提供し、使用済み蛍光灯の回収・適正処理まで行うサービスなど、様々な事例が見られるようになっている。 |
| | 産業廃棄物 | 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物をいう。これらは、排出者責任に基づき、事業者が自ら処理するか、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者等に処理を委託しなければならない。 |
| | 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) | 排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取扱上の注意事項などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する帳票。産業廃棄物が処理されたことを最後までチェックできるとともに、取扱上の注意事項を処理業者に確実に伝えることができ、不法投棄を未然に防止することができる。 |
| | 酸性雨 | 工場、自動車などから排出される硫黄酸化物や窒素酸化物などが雨水に取り込まれて生じる概ね pH5.6 以下の雨をいう。酸性度の強い雨が観測されているヨーロッパ、北アメリカなどでは湖沼、森林の生態系が影響を受けるなど、大きな社会問題となっている。 |
| シ | シアン | シアンは、種々の化合物の形でメッキ液に広く使用されている。血液毒として強い急性毒性を持ち、取扱いに最も注意を要するものの一つである。 |

| 頭文字 | 用語 | 解説 |
|-----|---------------|---|
| | CSR | Corporate Social Responsibility。企業の社会的責任。企業の日々の経営活動の中に社会的公正や環境への配慮を組み込み、株主や取引先のみでなく、従業員、消費者、地域社会など多様な利害関係者に対して責任ある行動をとっていくという考え方。 |
| | COD | Chemical Oxygen Demand。有機物による湖沼などの汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するときに消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。 |
| | 資源生産性 | 投入された資源をいかに効率的に使用して経済的付加価値を生み出しているかを測る指標で、循環型社会形成推進基本計画では、GDP（国内総生産）を天然資源等投入量（国内・輸入天然資源及び輸入製品の総量）で割ることによって算出している。天然資源等はその有限性や採取に伴う環境負荷が生じること、また、それらが最終的には廃棄物等となることから、より少ない投入量で効率的にGDPを生み出すよう、資源生産性の増加が望まれる。 |
| | シックハウス | 住まいの建材等に含まれているホルムアルデヒドや塗料の有機溶剤などの化学物質、ダニ、カビなどが原因となって化学物質過敏症やアレルギー、アトピー性皮膚炎などを引き起こすといわれている。 |
| | 持続可能な開発のための教育 | Education for Sustainable Development。持続可能な開発を実現するために行動できる人材を育成する教育。2005年から始まる10年を「国連持続可能な開発のための教育の10年」とすることが国連総会で採択されており、各国でユネスコ提案の国際実施計画案に基づき実施措置を取ることとされている。 |
| | 自然環境保全地域 | 高山性植生や優れた天然林など、自然環境を保全することが特に必要な地域として、環境大臣又は都道府県知事が指定する地域で、特別地区、普通地区等に分けられ、一定の行為が規制される。 |
| | 自然観察インストラクター | 自然環境保全の普及啓発を図ることを目的に、県民が自然に親しみ、学習する機会を充実するために県に登録されている者で、鳥類、ほ乳類、昆虫、魚類、天文、地形・地質、その他の分野の自然に関する知識を有し、自然解説を行うことができる。 |
| | 自然保護センター | 地域の自然等をパネル・模型等で分かりやすく解説するとともに、自然公園の利用指導や情報提供を行い、自然保護思想の普及を図るなど、地域の環境教育の拠点、あるいは自然環境に関する情報発信の拠点として自然公園内に設置された施設。 |
| | 自然保護レンジャー | 県の委嘱により、自然公園等における動植物の保護指導や施設の適切な利用指導など、自然保護に関する指導を行うボランティア。 |
| | 循環型社会形成推進基本法 | 循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。 |
| | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 硝酸イオンのように酸化窒素の形で存在する窒素で、肥料、家畜排せつ物、生活排水などが原因となって地下水の汚染を引き起こす例が見られる。 |
| | 信州リサイクル製品 | 県内で発生した循環資源を利用して県内で製造された、一定基準を満たすリサイクル製品を、県が「信州リサイクル製品」として認定している。 |
| | 信州省エネパトロール隊 | 県内企業のエネルギー管理士等の国家資格を有するメンバーで構成され、中小企業等の省エネルギー診断や指導をボランティアで実施している。 |
| | 森林セラピー | 森林浴で得られる森林の癒しの効果を、医療やリハビリテーション、カウンセリングに利用する療法のこと。 |

| 頭文字 | 用語 | 解説 |
|-----|----------------------|--|
| | 森林づくり県民税 | 森林の多面的な機能を持続的に発揮させ、健全な姿で次の世代に引き継いでいくことを目的に、間伐等の森林づくりを集中的に実施するための県民税を平成20年4月1日から導入している。 |
| | 森林施業 | 目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。 |
| ス | 水道水源保全地区 | 水環境保全条例に基づき、水道水源を保全するため、市町村長の申出又は要請により県で指定した区域で、保全地区内で大規模開発をする際には県に事前協議が必要となる。 |
| | 3R（リデュース、リユース、リサイクル） | Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとった言葉。平成12年に循環型社会形成推進基本法において3Rの考え方が導入され、(1)リデュース (2)リユース (3)リサイクル (4)熱回収（サーマルリサイクル） (5)適正処分の優先順位で廃棄物処理およびリサイクルが行われるべきであると定めている。 |
| セ | 生態系 | 植物、動物、微生物及びそれらをとりにくく非生物的要素（土壌、水、空気等）から成り立っており、それらの要素が物質環境やエネルギーの流れといった複雑な過程を通じて相互に作用し、複合したもの。野生生物及び人類の生存を支える基盤。 |
| | 生態系ネットワーク | 保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぐことにより形成された地域のネットワーク。生物の生息・生育地域をつないで個体群の交流を促進し、種や遺伝的な多様性を保全することを目的とする。 |
| | 生物の多様性 | 地球上の生物の多様さとその生育環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定していると言える。生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が平成5年（1993年）12月に発効している。 |
| | 生物多様性基本法 | 人類の存続の基盤である生物の多様性を将来にわたり確保することの重要性にかんがみ、生物多様性の保全等について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに生物多様性国家基本計画の策定その他の生物多様性の保全等に関する施策の基本となる事項を定める法律。平成20年5月に成立した。 |
| | せせらぎサイエンス | 川の流れや様子、水質の状況、水辺の生き物など、水辺環境の状態について観察・調査を行う活動。 |
| | ゼロエミッション | ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出をゼロにする循環型産業システムの構築を目指す考え方。 |
| | 戦略的環境アセスメント | 個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）や政策の策定・実施に環境配慮を組み込むため、これらの策定等の段階において、環境への影響を把握・評価し、環境への配慮が十分に行われることを確保するための手続。 |
| | 全窒素 | 水中に含まれる無機性窒素及び有機性窒素の総量。 |
| | 全リン | 水中に含まれる無機及び有機リン化合物中のリンの総量。 |
| タ | 第一約束期間 | 京都議定書においては、2008年～2012年を「第一約束期間」とし、この期間における数値目標を設定している。 |

| 頭文字 | 用語 | 解説 |
|-----|-----------------|---|
| | ダイオキシン、ダイオキシン類 | 物の燃焼等の過程で非意図的に生成される炭素、水素、（酸素）、塩素で構成される化合物。塩素の数と配置によって222種類があり、毒性の強さが異なる。環境中では分解しにくく、生物に対する毒性の強いものがある。 |
| | 大気汚染防止法 | 工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律。 |
| | 代替フロン | オゾン層破壊効果が高いために国際的に規制されたフロンの代替品として使用されている物質の総称。代替フロンの多くは強力な温室効果ガスとして懸念されている。 |
| | 多自然川づくり | 河川が本来有している多様な動植物の生息、生育環境や景観などの自然環境を保全あるいは創出し、可能な限り自然環境に近い川づくりを行うこと。 |
| チ | 地球温暖化防止活動推進センター | 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動や広報活動を行うとともに、地球温暖化対策の推進を図る民間団体の活動を支援することなどを目的に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき設置されるもの。長野県においては、平成13年5月に（社）長野県環境保全協会を指定。 |
| | 地球温暖化防止活動推進員 | 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき県知事が委嘱し、地球温暖化の現状、地球温暖化対策に関する知識の普及及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者。 |
| | 中山間地域 | 地理的、地形的条件が悪く、急傾斜の耕地が多く、林野率が高いなど、経済的には農林業を基幹としている地域。 |
| テ | 低炭素社会 | 代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量が少ない社会・経済システムを構築した社会。 |
| | デポジット | 飲み物のカンやびんの容器本来の価格に、容器の預かり金を上乗せして販売し、使用後に容器を所定の場所に返却すると預かり金が消費者に払い戻される制度。ごみの散乱防止や、廃棄物の発生抑制に有効とされている。 |
| ト | 土壌汚染対策法 | 土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。 |
| ナ | 長野県希少野生動植物保護条例 | 希少野生動植物の保護に関し、県、事業者及び県民等の責務を明確にするとともに、希少野生動植物の個体の取扱いに関する規制などの必要な事項を定めることにより、希少野生動植物の保護対策の総合的な推進を図り、自然と人との共生を実現し、これを将来の世代に継承していくことを目的とする条例。 |
| ニ | 二酸化硫黄 | 硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている。 |
| | 二酸化窒素 | 「窒素酸化物」（NOx）の一種。窒素は空気中や石油などの燃料にも含まれており、燃料等を燃焼させるとその過程で必ずNOxが発生する。工場や自動車など発生源から大気中にNOxが排出される段階ではほとんどはNOであるが、大気中の酸素（O ₂ ）と反応してNO ₂ に酸化される。 |
| ネ | 燃料電池 | 水素と酸素が結合して水が生成する化学反応を利用して、電気を取り出す装置。 |

| 頭文字 | 用語 | 解説 |
|-----|--------------------|---|
| ハ | バイオディーゼル燃料 | 生物由来の油脂から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称であり、バイオマスエネルギーの一つである。 |
| | バイオマス | 生物資源 (Bio) の量 (Mass) を表す概念で、一般的には再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいう。 |
| | 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 | 産業廃棄物の適正な処理に関する規制、廃棄物処理施設の設置等に関する合意形成手続などを定めることにより、廃棄物の適正な処理を確保することを目的として、平成 20 年 3 月に制定された長野県条例。 |
| ヒ | BOD | Biochemical Oxygen Demand。有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水中に含まれている有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。 |
| | 光害 (ひかりがい) | 都市化や交通網の発達等による屋外照明の増加や照明の過剰使用等によってもたらされる、眩しさといった不快感や信号等の重要情報の認知力の低下、農作物や動植物への悪影響をいう。天体観測に障害を及ぼすこともある。 |
| | 砒素 | 硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出され、銅、亜鉛、鉛などの精練の際に副産物としても分離される。過去には農薬として多量に用いられ、現在は半導体の材料として利用されている。体内に蓄積すると慢性中毒 (嘔吐、皮膚の褐変、肝臓肥大など) を起こしやすい。 |
| | ヒートアイランド現象 | 都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をヒートアイランド現象という。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド (熱の島) といわれる。 |
| | BEMS | Building and Energy Management System の略で、業務用ビル等において、室内環境・エネルギー使用状況を把握し、かつ、室内環境に応じた機器又は設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステムである。 |
| | PCB (ポリ塩化ビフェニル) | DDT や BHC などの危険な殺虫剤と同じ有機塩素化合物。安定性、耐熱性、絶縁性に優れ、日本でも様々な用途に利用されていたが、PCB 被害が問題となり、昭和 47 年 6 月に生産が中止された。難分解性で生物に蓄積しやすい性質がある。 |
| | PRTR 制度 | Pollutant Release and Transfer Register (環境汚染物質排出・移動登録) の略。事業者が対象となる有害化学物質の種類ごとに工場・事業所から環境中への排出量や廃棄物に含まれて場外へ移動する量等を自ら把握し、その結果を報告することを義務付け、行政機関はこれらの報告結果を集計して公表する制度。 |
| フ | 富栄養化 | 湖沼等閉鎖性水域で窒素やリンなど栄養物質の濃度が上昇すること。このことにより、アオコや赤潮の発生を引き起こす。 |
| | 浮遊粒子状物質 | SPM (Suspended Particulate Matter)。大気中に浮遊する粒子状の物質 (浮遊粉じん、エアロゾルなど) のうち粒径が $10\mu\text{m}$ (マイクロメートル: $\mu\text{m}=100$ 万分の 1m) 以下のものをいう。 |

| 頭文字 | 用語 | 解説 |
|-----|-----------------|--|
| | フロン(フロンガス、フロン類) | フロンは、炭素、フッ素からなる化合物である。人工的に作られた蒸発しやすい液体、あるいは気体状の化学物質である。毒性が低く、燃えない、油を溶かすなどの性質を持っているため、半導体など精密部品の洗浄剤、クーラーの冷媒などに広く使われているが、オゾン層を破壊するものもある。一部のフロンは特定物質に指定され、製造等が規制されている。また、温室効果ガスとしても問題になっている。 |
| マ | マテリアルフローコスト会計 | 製造過程における資源やエネルギーのロスに対して投入した材料費、加工費、減価償却費などを把握、コスト評価する手法のこと。製造する際に生じた廃棄物を負の製品として隠れた無駄を「見える化」するため、コストダウンと環境負荷の削減に効果がある。 |
| | マルチング | 土地の表面をあるもので覆うこと。 |
| ミ | みどりの少年団 | 次代を担う少年少女がみどりに関する様々な取組を通じ、みどりに対する理解を深め、様々な活動を実践できる人となるよう育成するための組織で主に小中学生で構成されている。 |
| モ | 木質ペレット | 間伐材や製材端材などを粉砕・乾燥・圧縮・成形した固形燃料。 |
| | モントリオール議定書 | 国際的に協調してオゾン層保護対策を推進するため、オゾン層破壊物質の生産削減等の規制措置等を定めたもの。1987年(昭和62年)に採択された。当初の予想以上にオゾン層破壊が進行していること等を背景として、これまで5度にわたり規制対象物質の追加や規制スケジュールの前倒し等、段階的に規制強化が行われている。 |
| ユ | 有機塩素化合物 | 塩素を含む有機化合物の総称。このうち、揮発性の高い有機塩素化合物は沸点が低く不燃性で、溶解力、脱脂力が大きいなどの利点があるため、金属部品等の脱脂洗浄剤、ドライクリーニング溶剤等として広く利用されている。発ガン性物質とされるトリクロロエチレン等が水質汚濁防止法の有害物質に指定されている。難分解性のうえ、粘度・表面張力が水より小さく、水よりも重いため、地下に浸透し、これらの化合物による地下水汚染が全国的に問題となっている。 |
| ヨ | 容器包装リサイクル法 | 容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという役割分担を定めた法律。 |
| リ | リデュース | 廃棄物の発生自体を抑制すること。「3R」の項を参照。 |
| レ | レアメタル | 埋蔵量が少ない、技術的に抽出が困難等の理由により、流通量・使用量が少なく希少な金属のこと。 |
| | レッドリスト | 日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。日本に生息または生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。 |